

WUSV におけるドイツシェパード犬の繁殖に関する

総合ガイドライン

草案 2018 年 5 月 16 日現在版

序文

ドイツシェパード犬の計画的な繁殖は、1899 年、ドイツシェパード犬協会 (SV) が創立以来実施されてきた。

ドイツシェパード犬の身体的性質、稟性及び性格特性は当犬種の母国にて創立された団体が設定する犬種標準により定義される。

世界ドイツシェパード犬協会連合 (WUSV) 及び傘下にある各加盟団体の繁殖目標は、協会発足者であるマックス・フォン・シュテファニッツ氏の趣旨に則り、ドイツシェパード犬を健全で環境順応可能な、高い作業性能を発揮する素質を有する使役犬として、維持及び促進することにある。

この目標達成の為、WUSV は「直杖毛」及び「長直杖毛」両毛種を対象とするドイツシェパード犬の繁殖指導要綱を発表する。各指導要綱は定款の一部であり、全 WUSV 加盟団体にとって厳守される拘束力を有する。

繁殖規定を制定し、導入することは全加盟団体の義務である。

各加盟団体は可能な限り早期に、遅くとも当指導要綱が有効となる期日より二年以内に相応の繁殖規定を制定すべき義務が生じる。

制定される繁殖規定には最低でも当指導要綱の各種規則が含まれる必要が有る。独自判断及び国内諸事情に応じ更なる厳格な規則を追加設定するか否かは各加盟団体判断に委ねられる。

繁殖に関する総合ガイドライン

§1 全般事項

1. WUSV 指導要綱は動物愛護法及びドイツシェパード犬協会 (SV) が設定する繁殖規定を注視し、ドイツシェパード犬の繁殖に当たり各 WUSV 加盟団

体により厳守されるべき最低条件を現行有効版に於いて定義する。

2. 各種指導要綱に合わせ、実施規則が制定されることを可能とする。これら規則は SV 理事会との調整、同意を経て WUSV 理事会によって制定・改定され、年次開催 WUSV 通常総会の場にて各加盟団体に公示され、それぞれ設定された期日を持って有効となる。

§2 加盟団体／繁殖団体

WUSV 加盟団体は、

- ・ 繁殖の方向性操作、繁殖助言及び繁殖検査を実施し、ドイツシェパード犬の繁殖登録簿管理の全責任を担う。
- ・ WUSV 定款に準じ、独自設定する各種規定を順応させる義務が生じる。
- ・ ブローカーやパピーミル繁殖者による繁殖簿へのアクセス阻止に努めるべきである。
- ・ 全繁殖担当役員の養成、任命、継続研修及び任務遂行に関連する責任を担う。加盟団体は適応の規定制定により、その責任を果たす。
- ・ 繁殖者の必須専門知識確認、継続研修実施、繁殖施設適正及び犬の適正管理並びに育成の全責任を担う。
- ・ 該当規定に則った犬舎号保護登録事務遂行の全責任を担う。

§3 繁殖登録簿及び管理登録簿

1. 繁殖登録簿

- 1.1. 繁殖登録簿により個々の個体の血統が証明される。WUSV と／又は FCI 管理下で繁殖された、遡って連続最低 3 世代の祖先情報が WUSV と／又は FCI 公認繁殖登録簿にて証明可能な個体のみ新規登録可能とする。
- 1.2. 血統書は繁殖登録簿の抜粋であり、最低 3 世代の祖先情報を含む必要が有る。

繁殖登録簿及び付録管理登録簿の管理法は「繁殖登録、管理登録簿管理規定」が定める。

2. 付録管理登録簿

2.1. 加盟団体には付録管理登録簿を設定、管理する義務が生じる。当簿には血統症を有さない個体又はWUSVと／又はFCI非公認血統書を有する個体を、ドイツシェパード犬繁殖審査員の実施による表現型評価の肯定的結果を受けた後、登録可能とする。

表現型評価を実施するに当たり、対象個体は最低生後12ヵ月以上、そしてマイクロチップ又は耳入れ墨番号によって個体識別可能であることを必要とする。

2.2. さらに当簿には既に登録済み個体の直仔である個体が登録される。当簿に於いて祖先登録情報が連続して3世代に渡り完全に記録された直仔は、第四世代目より繁殖登録簿に登録可能とする。

3. 各加盟団体の義務

3.1. 各加盟団体には国内繁殖登録簿及び管理登録簿、場合によっては抜粋を翌年7月1日迄に毎年自発的に提出する義務が生じる。

3.2. 各加盟団体は会員に対し繁殖登録簿閲覧を認めなければならない。

§4 繁殖に対する最低要求

1. ドイツシェパード犬の計画的な繁殖は下記に貢献する、

- ・「ドイツシェパード犬種標準」が定める犬種の特有特徴の維持
- ・当犬種繁殖基盤の可能な限り広い多様性の維持
- ・個々の個体及び犬種全体の使役犬特性と活力（健全性／年齢）の促進
- ・適切な繁殖方針により遺伝失陥の撲滅への努力

2. 望ましくない繁殖現象の撲滅努力

望ましくない繁殖現象は一方では様々な遺伝的失陥、他方では表現型又は性質の過度な類型化であり、これらはドイツシェパード犬の使役犬特性と／又は活力に影響を及ぼす。これら望ましくない現象の撲滅には、常時専門家の助言を得ながら決定される繁殖戦略が基礎となる「段階プログラム」に則った手法を用いる必要がある。

3. 繁殖手法

3.1. 極近親繁殖

第1親等犬間の交配（親×子／同胎犬同士）は禁止とする。片親が相違する兄弟犬間交配にはWUSVによる特別許可が必要となる。

3.2. 純繁殖

純繁殖とは同一犬種の個体同士の交配、繁殖である。必然的に家族、親族又は近親繁殖と言った遺伝子伝達経路の活用に繋がる。

3.3. 近親繁殖

近親繁殖とは近い血縁に基づく繁殖であり、繁殖に用いられる祖先犬は父方又は母方血統に於いて最低一回確認可能でなければならない。

兄弟犬間の近親繁殖は常に親族繁殖と見なされるが、親族繁殖とは第5親等犬間の繁殖迄と定義する。(2-3)より近い近親繁殖は、兄弟犬であろうとも、禁止とする。

3.4. 多様性／血統基盤

可能な限り幅広い血統基盤を確保する為、牡犬の交配回数制限実施を加盟団体に推奨する。

年間登録胎数が2,000胎未満の加盟団体に於ける牡犬の最大交配回数は60回、2,000胎以上の団体は暦年毎90回とする。

3.5. 繁殖推奨

特定犬に対する繁殖推奨は、全直仔の60%以上の肯定的な繁殖評価又は全直仔胎より守られた無作為選出原理によって選出された各2頭の繁殖評価が、当該犬繁殖評価に反映された場合に限り発表されるべきである。

3.6. 人工授精

人工授精を目的とした精子採取、人工授精自体及び遺伝的同一個体群の人工作出（クローニング）は禁止とする。前記手法にて作出された仔犬は、加盟団体が管理する「繁殖登録簿」又は「付録管理登録簿」への登記は禁止されている。

3.7. 乳母犬代理飼育

乳母犬による代理飼育に関する条件設定及び確認方法は各加盟団体が独自設定する。

3.8. 繁殖者／種牡所有者

WUSV 加盟団体の繁殖登録簿を（登録により）使用する趣旨のあるドイツシェパード犬所有者及び管理者（牡犬、牝犬所有者又は管理者）は、該当団体の会員属性を有することが前提となる。

一胎の繁殖者は交配の時点で牝犬の所有者又は使用賃借人である。繁殖者権の移譲は受胎犬の売却によっても可能とする。この場合、該当団体繁殖登録管理部に対し所有者変更又は牝犬賃借の証が妊娠 49 日目迄に提出される必要が有る。例外は認められない。

3.9. 繁殖者の義務

a) 繁殖施設認可と繁殖実施許可の前提条件は下記の通りとする、

- ・申請者が成人年齢に達しており、専門知識を有する証の提出
- ・繁殖施設の適正確認
- ・国際犬舎号の登録及び保護（FCI）

上記前提条件確認作業は加盟団体の責任とする。

b) 台牝賃貸契約

繁殖目的とする牝犬の賃貸契約締結の前提条件は加盟団体が設定する。

c) 出産報告

繁殖者は出生した胎仔の個体識別（マイクロチップ又は耳入れ墨）施術後 4 週間以内に仔犬の出生を該当加盟団体へ報告する義務が生じる。

繁殖者は、加盟団体により任命された繁殖担当役員又は委任者による出生が報告された胎、母親犬、胎の飼育環境及び繁殖施設全体状況の査察実施を可能にする必要が有る。

d) 仔犬の予防接種

仔犬の売却、譲渡前に獣医師による予防接種実施が必須である。予防接種実施は獣医師によって一胎仔登録申請用紙に記載されなければならない。マイクロチップ番号は予防接種手帳に記入される必要がある。

e) 記録

繁殖者には全繁殖関連情報を記録する義務が生じる（犬舎簿）。

3.10. 種牡所有者の義務

種牡所有者は実施された交配に関する情報をその都度、所属加盟団体に報告する義務があり、報告に必要な記録を付けなければならない。

3.11. 繁殖実施頻度

牝犬

牝犬は 24 か月間に於いて最大 3 胎の飼育が認められる（法律により胎内頭数及び乳母犬代理飼育に関する上限胎数がさらに低く規制されていない限り）。

発情期間中に於ける複数の牡犬による交配実施は禁止とする。

牡犬

当指導要綱、第 5 条明記前提条件を満たす牡犬は一暦年中最大 90 本の交配を行うことが認められる。国内外交配分配比率は牡犬所有者に決定権があるとする。

尚、牡犬は国内牝犬に対し最大 60 回交配を行うことが認められる（牝犬所有者住居地を基準とする）。

実施される交配は均等に分配すべきである。

同一牝犬との 28 日以内の（再）交配は「一交配」として見なされる。

該当暦年中に牡犬が繁殖可能年齢に達した場合、繁殖可能年齢に達した時点より暦年末迄に行える交配総数は、通年許容総交配回数より部分回数（月割り）を算出した数のみ認められる。

牡犬が売却される場合、売却日までに許容される交配回数は暦年総回数の内、年頭から売却日までに割り振られる交配許容回数に限定される。

牡犬に対し限定的な繁殖禁止処置が科せられる場合、該当年内の交配可能回数は部分的に減らされる。

立て続けに実施される交配は体質維持及び受胎率向上の為、避けられるべきである。

§5 繁殖許可の条件

1. 健全性を有する、行動に安定性が見られる、犬種特有の個体にのみ繁殖が認められ、使用されるべきである。
2. 繁殖許可を得る為、繁殖実施当日迄に下記最低条件を備えることが証明される必要がある。
 - a) 国内団体の繁殖登録簿に登録済みであること
 - b) 2-3 / 3-2 より近い近親繁殖により作出されていないこと (2019年1月1日以降に生まれた犬を対象とする)
 - c) 該当犬の両親犬が SV/WUSV 認定 HD 及び ED 検査結果を有し、所見鑑定結果が「正常」、「ほぼ正常」又は「許容内」であること
 - d) マイクロチップと／又は耳入れ墨番号施術済みであり、「DNA 検査済み」(創設協会 (SV) によって指定された検査法に則り証明) により明白に個体識別が可能である必要がある (2021年1月1日以降に生まれた犬が対象となる)
 - e) WUSV が設定する健全性を実証する最低条件を満たすこと
 - f) WUSV が設定する牡及び牝の最低繁殖適齢の遵守
 - g) SV 基準に則り実施された稟性及び繁殖素質検査の肯定的な結果 (2019年1月1日以降に生まれた犬が対象となる)、又は訓練試験規定に則り WUSV 公認審査員での受験・合格が証明できる訓練資格保有犬であること (IPO/IGP-ZTP、SV-ZAP、IPO/IGP 1~3 (ただし、防衛は 80 点以上を獲得していること)、HGH、RH2 B 段階資格 (IPO-R 足跡追及、広域、瓦礫、雪崩捜索又は水難救助とその後認定取得済みであること)、又は WUSV によって認められる同格訓練資格取得済みであること)
 - h) WUSV/SV 公認審査員が審査担当する繁殖展行事において、最低でも繁殖評価「G」を獲得していること
3. 繁殖が認められない犬
 - a) 第五条 2 項 a) ~ h) の条件を満たさない犬

- b) 付録管理簿の登録犬で毛種が直杖毛である犬
- c) 下記欠点を有する個体、
- ・ 性質が弱い、咬み付く、過度に神経質な個体
 - ・ 中度又は重度股関節形成不全症が確認された個体
 - ・ 中度又は重度肘関節形成不全症が確認された個体
 - ・ 単睾丸及び陰睾丸
 - ・ 耳及び尾の保持に欠点を有する個体
 - ・ 奇形又は奇形部位が見られる個体
 - ・ 歯列欠点を有する個体（第三前臼歯 1 本と他 1 本又は犬歯 1 本又は第四前臼歯 1 本又は第一後臼歯 1 本又は第二後臼歯 1 本又は合計 3 本以上の欠歯）
 - ・ 重度の色素問題が見られる個体、被毛色が青、鼠色掛かっている個体
 - ・ 下毛を有しない長直杖毛個体
 - ・ 直杖毛でない長毛個体
 - ・ 顎に欠点が見られる個体（2 ミリ以上のオーバーショット又はアンダーショット又は全門歯部位にて構成される切端咬合）
 - ・ 規定キ甲高範囲を 1 センチ以上上回る又は下回る個体（2020 年 12 月 31 日迄は適応外とする）
 - ・ 三回に渡り帝王切開によりお産した牝犬
- d) 犬の表現形の成長と繁殖使用に影響を及ぼす手術は繁殖登録部に報告される必要がある。繁殖登録部は案件毎に該当犬の継続繁殖許可の是非を決断する。
- 手術が行われたにも拘らず報告を怠った場合、発覚時には基本的に繁殖許可剥奪を引き起こす場合がある。

§6 股関節形成不全症（HD）対策

1. 全般情報

股関節形成不全症とは股関節の関節窩と大腿骨頭部位の病的変形である。当

疾患症状の幅は流動的で軽度から重度形まで存在する。

ドイツシェパード犬協会（SV）は繁殖的観点から当疾患の撲滅活動として1996年より特定対処法を導入し、選抜繁殖により今日に至る過程に於いて抜群の成果を上げてきた。

ドイツシェパード犬協会（SV）は股関節形成不全症撲滅の為、厳守すべき追加の繁殖評価推測手法を用いる繁殖計画を立てた。

2. 検査実施法

股関節状態の断定は特定レントゲン検査法を用いて実施される。

レントゲン検査は基本的に一回のみ実施される。検査実施時、犬の最低年齢は12ヵ月とする。

検査実施方法は「HD/ED 検査実施規定」にて解説されている。

股関節形成不全症検査の所見鑑定結果により中度又は重度の股関節形成不全症が確認された個体に対し、直仔登録禁止処置が科せられる。

§7 肘関節形成不全症（ED）対策

1. 全般情報

肘関節形成不全症は肘関節の病的変形であり、様々な基本疾患に起因する関節部位に於ける関節症形成を引き起こす。当疾患症状の幅は軽度から重度形まで存在する。

2. 検査実施法

肘関節状態の断定は特定レントゲン検査法を用いて実施される。

レントゲン検査は基本的に一回のみ実施される。検査実施時、犬の最低年齢は12ヵ月とする。

検査法の実施方法は「HD/ED 検査実施規定」にて解説されている。

肘関節形成不全症検査の所見鑑定結果により中度又は重度の肘関節形成不全症が確認された個体に対し、直仔登録禁止処置が科せられる。

最終規則

当指導要綱は SV 繁殖規定にて集約された各種方針を基に設定されている。当指導要綱により明白に定義されない疑問点が生じた場合、解釈に相違が生じた場合は SV 繁殖規定を補足的に参照すべきである。

各指導要綱の実現に当たり制定されている各実施規定（当指導要綱、§1 及び§2 にて定義）を厳守すべきである。

当指導要綱違反又は違背行為は加盟団体又は団体の活動停止命令を引き起こす場合がある。尚、制裁決断権は WUSV 理事会にある。

当指導要綱は 2019 年 1 月 1 日より有効とする。